

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 小泉 米造


年 月 日	令和4年4月4日 他				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% (後援会等の記載があるため)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員活動報告</li> <li>・県民への意見募集</li> <li>・議員のプロフィール等</li> </ul>				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	リース代	奈良新聞コミュニケーションズ	月 16,200	月定額	1、11
	〃	〃	159,079	R4.6月～R5.3月	12
	※50%充当 4. 5月々16,200×50%=8,100円 6月～3月 159,079×50%=79,539円				
備考	ホームページアドレス： <a href="https://www.koizumi-yonezo.jp/">https://www.koizumi-yonezo.jp/</a> 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

〒639-1001  
奈良県大和郡山市九条町  
238-4

2022年5月2日

奈良県議会議員  
小泉米造事務所 御中  
(お問合せNo. 670082)

〒540-0001  
大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
カスタマーセンター  
Tel: 06-7711-9504  
担当 


## 早期支払完了手続きのご案内

拝啓

毎度格別のご愛顧を賜り、誠に有難うございます。  
さて、貴殿よりお申出のありました早期支払完了手続きについて、  
ご案内致します。本書をご確認いただき、下記のご返済日までに、  
ご返済金額を振込指定口座にお振込みくださいますようお願い致します。

敬具

### 記

【ご返済金額】 206,660 円  
【ご返済日】 2022年5月19日  
【お振込先】 三井住友銀行   
(口座名義人) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

ご契約およびご返済の内容		
ご契約者名	奈良県議会議員小泉米造事務所	
ご契約番号	5900711893	
方式	立替払い	
商品名	コミュニケーションシステム	
差引額(①-②)	206,660円	
内訳	① 残高	210,600 円
	② 払戻額	3,940 円

ご注意	上記金額は5月3日口座振替後、5月19日までにご返済いただくよう計算しております。
	お振込が5月19日を過ぎますと早期完済値引額が変わり、6月3日の請求が発生します。その場合は事前にご連絡をお願いします。

\*お振込み手数料はお客様ご負担となります。

\*銀行振込の控が領収の証となりますので大切に保管ください。

(SMTPFC使用欄)

検印	係印
	

SPFC1564[2021.04]







# お支払のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
 このたびは、弊社クレジットをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
 早速でございますが、ご契約いただきました内容のお支払い期日を、お知らせ申し上げます。  
 万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。  
 今後ともお取引のほどよろしくお願ひ申し上げます。  
 敬 具

5900711893 2019年 6月 3日作成  
 2711 ハライ カ)ナラコフコソミニケ-シヨンス

振込先	振込日	振込額	振込元
クレジット	2019年 5月 24日	649260	クレジット
クレジット		51940	クレジット
クレジット		701200	クレジット
クレジット		0	クレジット
クレジット		701200	クレジット
クレジット		701200	クレジット
クレジット		76400	クレジット
クレジット		777600	クレジット
クレジット		777600	クレジット

振込先は個人情報保護のため、一部※※※表示しています。  
 コウサト フリカ  
 ナット キョウコウ  
 コイタミ ヨネノウ

敬 具  
 19年 7月 3日より上記預金口座から引落しさせていただきますので、ご通帳をご確認下さい。  
 (但し、口座引落の場合のみ)  
 万一、お振替の二重で上記のお支払い方法によらず、お支払いいただいた場合は、別途お問  
 答させていただきますので、ご承知ください。  
 このお振替の情報は、当初ご契約いただいた内容です。  
 口座振替は、お支払いが完了いたしました時点で、大切に保管いたします。万一「SMTババ」と  
 表示された場合は、ご承知ください。

639-1001  
 大和郡山市九条町  
 238-4

奈良県議会議員 小泉米造事務所 様  
 (75285-670082) A00452

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 134  
 インフォメーションセンター  
 〒540-0001 大阪市中央区城島1丁目  
 3-7  
 RCCC2083  
 TEL (0120)331-322

振込先	振込日	振込額	振込元
クレジット	422212	3	16200
クレジット	4323	1	16200
クレジット	4423	2	16200
クレジット	4523	3	16200
クレジット	4623	4	16200
クレジット	4723	5	16200
クレジット	4823	6	16200
クレジット			97200
クレジット			81000
クレジット			64800
クレジット			48600
クレジット			32400
クレジット			16200
クレジット			0

振込先は個人情報保護のため、一部※※※表示しています。  
 777600

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和4年10月4日他				
表題と発行部数	広報誌「スプリング」 9,000部				
対象者	一般県民				
配布方法	郵送				
発行目的	議会活動等の報告を行うとともに、県民の意見を募る				
按分率の説明	100%				
内容	県議会報告 活動報告 等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	封筒代	PR美術 印刷	75460	長3封筒 7000枚	52
	印刷代	PR美術 印刷	470600	9000枚	69
	送料	日本郵便	541880	8740部	74
	※ 100%充当 合計 1,087,940円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。





**県議会役員**  
 奈良県議会がんと策推進議員連盟会長  
 奈良県議会議員連盟委員長  
 経済労働委員会委員  
 地域公共交通対策特別委員会委員  
 議会広報委員会委員長  
 政策検討会委員長  
 意見書調査会委員長

# 経験と実績 スプリング

小泉米造事務所：大和郡山市九条町238-4 TEL(0743) 52-5177 FAX(0743) 52-5225

**あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。**  
 昨年は、2月定例県議会と9月定例県議会に於いて、代表質問を行いました。詳しくは奈良県公式ホームページ「奈良県議会定例会」をご覧ください。又、9月定例議会では、決算特別委員として、各般に渡って質問しました。  
 今回のスプリングが最後の発刊になります。長らくのご愛読ありがとうございました。感謝致します。  
 奈良県議会議員 小泉米造

## 9月定例会 (9月22日)

### 1. リニア中央新幹線について

**【質問】**  
 リニア中央新幹線にかかる動きが活発になってきた中、「奈良市附近駅」の位置・県内ルートへの決定に向け、今後、どのように取り組むのか。また、「奈良市附近駅」が設置されることは、駅周辺のまちづくりのみならず紀伊半島全体にわたる広域的な活性化にもつながると期待されるが、知事の所見を伺いたい。  
**【知事答弁】**  
 県内ルートの決定に向けては、「用地取得の確実性」「発生土活用先の確保」「文化財・環境への配慮」「交通結節性の確保」「駅周辺のまちづくり」「地域全体の将来的な発展の可能性」の6項目が重要な課題である。JR平城山駅付近、JR新駅周辺、JR関西本線と近鉄樫原線が交差する場所が候補地の対象になると考えている。広域的な活性化には、交流人口の拡大や観光振興を図ることが重要である。県では、奈良市附近駅と関西国際空港を直結する接続線を整備する構想の検討を進めている。

### 2. ヤングケアラーについて

**【質問】**  
 県は、ヤングケアラーについて、これまでどのような取組を行ってきたのか。また、今後どのように取り組んでいくつもりなのか。  
**【知事答弁】**  
 現在の取組状況は、昨年6月にヤングケアラーの庁内連携会議を立ち上げました。学校現場では、中学3年生と高校生生徒の実態調査、さらに今年度は中学生全生徒に拡大して実施している。県教育委員会では、週3日、平日3時間以上世話をしている生徒に相談できる「ヤングミライ」を開発して対応を進めている。このほか、支援体制を充実するため市町村職員等を対象に研修会を実施。又ヤングケアラー同志が悩みや経験などを共有し、語り合える集いの「マニユアル」を市町村等関係機関に配布します。

### 3. がん対策の現状と今後の取組方針について

**【質問】**  
 「がんのできるならならぬ県日本一」を目標としてがん対策に取り組む中、令和6年3月に「第3期奈良県がん対策推進計画」の終期を迎えるところ、第4期計画策定に向けた検討の方向を伺いたい。  
**【知事答弁】**  
 奈良県が目標に掲げる健康寿命日本一を達成するため、効果的な取組が必要と考えるが、これまでの成果と今後の県としての取組について伺いたい。

### 4. 健康寿命日本一について

**【質問】**  
 奈良県が目標に掲げる健康寿命日本一を達成するため、効果的な取組が必要と考えるが、これまでの成果と今後の県としての取組について伺いたい。  
**【知事答弁】**  
 学校の体育授業においても個々の能力に合わせた指導を充実するために一人一台端末を活用した授業の展開が必要と考えるが、県教育委員会として、県内の小中学校等どのような支援をしていくかと考えているのか。

### 5. GIGAスクール環境下における体育授業の充実について

**【質問】**  
 学校の体育授業においても個々の能力に合わせた指導を充実するために一人一台端末を活用した授業の展開が必要と考えるが、県教育委員会として、県内の小中学校等どのような支援をしていくかと考えているのか。  
**【知事答弁】**  
 中央卸売市場の再整備について要望いたします。

## 2月定例会 (3月3日)

### 1. 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援について

**【質問】**  
 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい状況にある中小企業等に対し、来年度、県としてどのような支援を進めていくのか。  
**【知事答弁】**  
 本県のデジタル化を推進することにより、どのようなことを実現しようとしているのか。また、デジタル化の推進にあたっては、市町村との連携が重要であると考えるが、どのように取り組んでいくのか。

### 2. 地域デジタル化の推進について

**【質問】**  
 本県のデジタル化を推進することにより、どのようなことを実現しようとしているのか。また、デジタル化の推進にあたっては、市町村との連携が重要であると考えるが、どのように取り組んでいくのか。  
**【知事答弁】**  
 県は、どのような考え方で奈良っ子はぐくみ条例を制定し、今後、どのように本県の子どもたちをはぐくんでいくつもりなのか。

### 3. 奈良っ子はぐくみ条例について

**【質問】**  
 県は、どのような考え方で奈良っ子はぐくみ条例を制定し、今後、どのように本県の子どもたちをはぐくんでいくつもりなのか。  
**【知事答弁】**  
 奈良県公共交通基本計画の改定を契機に、県内における公共交通を将来にわたって維持・充

### 4. 公共交通の維持・充実について

**【質問】**  
 奈良県公共交通基本計画の改定を契機に、県内における公共交通を将来にわたって維持・充

### 5. 中央卸売市場の再整備について

**【質問】**  
 中央卸売市場の再整備の基本方針を踏まえ、市場エリアと賑わいエリアの一体的整備に向けて、今後どのように中央卸売市場の再整備を進めていくのか。

### 6. まほろば健康パークの機能強化について

**【質問】**  
 まほろば健康パークの魅力的なコンテンツの整備や効果的な運営に向けて、民間事業者のノウハウをどのように活かすのか。また、中央卸売市場をはじめとした近隣施設と、どのように連携していくのか。  
**【知事答弁】**  
 京奈和自転車道の整備が進んできた中、観光振興をはじめとした地域活性化の有効な手段として、今後さらなる自転車利用促進を進めていくべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。

### 7. 自転車の利用促進について

**【質問】**  
 京奈和自転車道の整備が進んできた中、観光振興をはじめとした地域活性化の有効な手段として、今後さらなる自転車利用促進を進めていくべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。  
**【知事答弁】**  
 今年度、千葉県八街市での事故を受け、子ども通学通園路について合同点検を行い、対策必要箇所が各市町村から報告されたと聞いているが、対策の現状及び今後の取組について伺いたい。

### 8. 通学通園路の安全対策について

**【質問】**  
 今年度、千葉県八街市での事故を受け、子ども通学通園路について合同点検を行い、対策必要箇所が各市町村から報告されたと聞いているが、対策の現状及び今後の取組について伺いたい。

## 新しく新会派を結成

昨年8月25日、新しく6名で新会派「自民党後」を結成し、会派届を県議会事務局に提出しました。会派所属議員は次の6名です  
 小泉 米造 (9期大和郡山市選挙区)  
 岩田 國夫 (6期天理市選挙区)  
 奥山 博康 (6期香芝市選挙区)  
 山本 進章 (6期橿原市高市郡選挙区)  
 乾 浩之 (3期北葛城郡選挙区)  
 浦西 敦史 (1期吉野郡選挙区)  
 引き続き県政発展の為、6人力を合わせてまいりますので、ご指導ご鞭撻を宜しくお願い致します。



### 中央卸売市場 開設45周年感謝祭

令和4年5月15日(日)

**場所** 奈良県中央卸売市場  
感謝祭には、県民約1万人を超える来場者があり、食事や買い物を楽しむ人など活気ある市場でした。



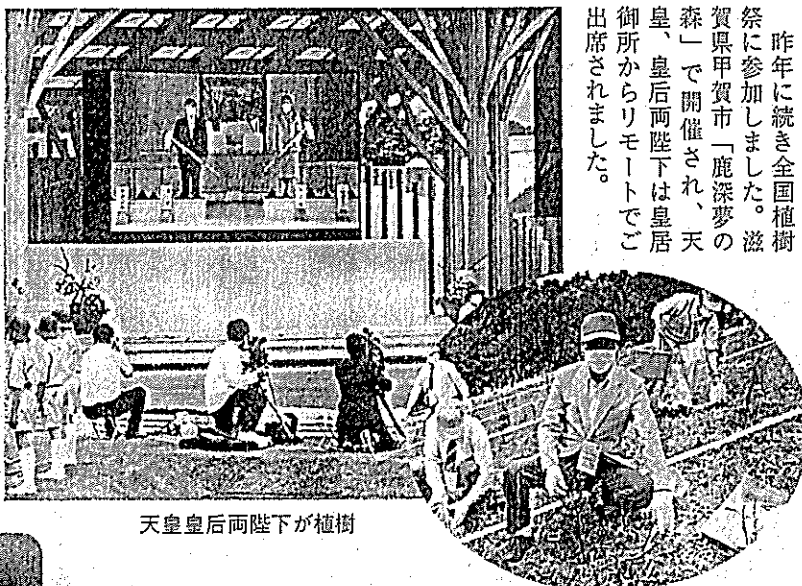
45周年感謝祭くす玉割り

### 第72回全国植樹祭

令和4年6月4日(土)～5日(日)

**場所** 滋賀県甲賀市「鹿深夢の森」

昨年に続き全国植樹祭に参加しました。滋賀県甲賀市「鹿深夢の森」で開催され、天皇、皇后両陛下は皇居御所からリモートでご出席されました。



天皇皇后両陛下が植樹

植樹をして苗木に肥料をやる

### 奈良県がん患者会等の会と懇談会

令和4年11月7日(月)

**場所** 奈良県議会議会棟

がん患者会の切実な声を聴き、意見交換をしました。  
参加団体  
○奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会  
○奈良がんピアサポートなどの会  
○日本オストミー協会奈良県支部  
○NCN(奈良キャンサーネットワーク)若草の会  
○あけほの奈良  
の5団体が参加していただきました。



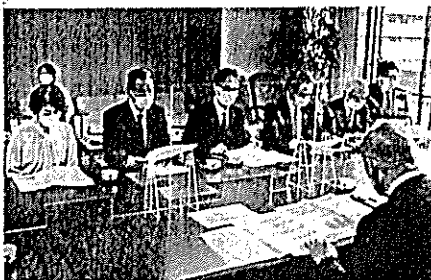
奈良県議会議会がん対策推進議員連盟会長として挨拶

### 知事にごん対策の 要望書を提出

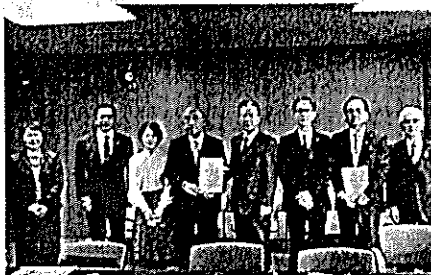
令和4年12月1日(木)

**場所** 奈良県庁第1応接室

荒井知事に、がん患者団体(2団体)と、がん対策推進議員連盟の役員とで来年度予算へのがん対策の要望をしました



知事に要望書の説明



知事に要望書を手渡す



がん患者会5団体

### 経済労働委員会(県内調査)

令和4年8月17日(水)

**場所** 奈良県葛城市寺口  
梅乃宿酒造株式会社

(1)酒蔵の新築拡充移動と会社の概要について調査してきました。

**場所** 奈良県宇陀市榛原三宮寺125  
奈良県農業研究開発センター

大和野菜研究センター

(2)大和野菜研究センターの概要について調査してきました。



行蔵庫を視察



のハウスを視察

## 造 令和4年 議員活動報告

令和4年11月24日(木)～25日(金)  
24日(木)

**場所** 埼玉県狭山市新狭山  
北口商店街スカイロード

行政と協力して企業城下町から脱却し、地域住民に愛される商店街に取り組まれたのを調査。



ターを

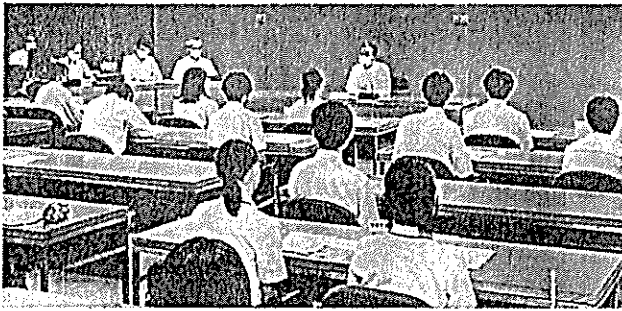
25日(金)

**場所** 東京都江東区豊洲  
新しく生まれ変わった  
中央卸売市場

豊洲市場の施設整備などの状況について調査。



明

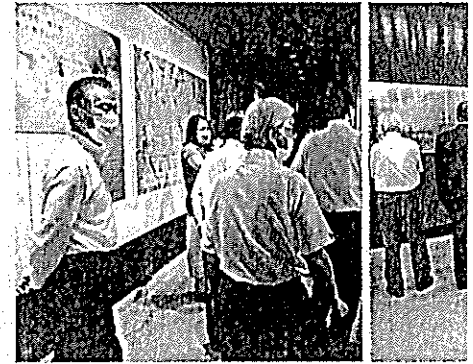


議会ルールを説明

令和4年8月19日(金)  
【場所】奈良県議会議棟

○第10回目となる高校生議会が開催されました。私は議会運営委員長として、6校・生徒29名の参加者に、議会運営のルール説明を行いました。

高校生議会で議会ルールを説明

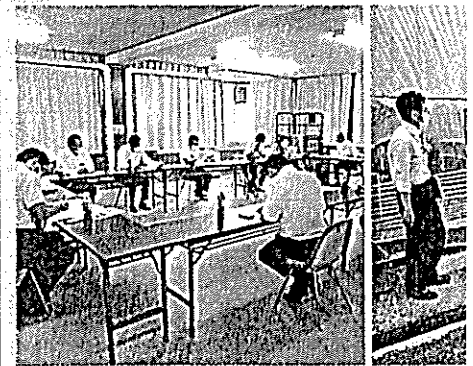


酒造工場を視察

令和4年10月20日(木)  
【場所】奈良県議会議棟

○以前から文化・観光を中心とした交流を展開してきた忠清南道議会代表団と意見交換をしました。

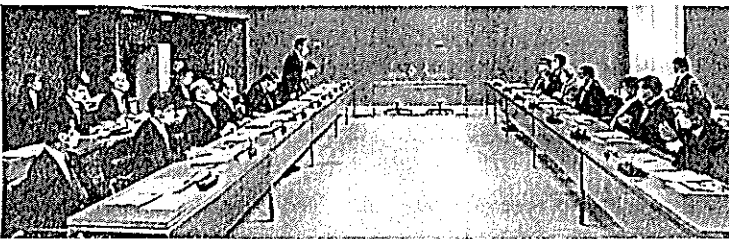
大韓民国忠清南道議会代表団が奈良県議会議表放訪問



研究野菜の概要説明



▲大韓民国忠清南道議会代表団の方々と  
▼忠清南道議会代表と意見交換



# 小泉米

令和4年11月11日(金)

【場所】静岡県庁

リニア中央新幹線の建設に伴う環境影響に係わって工事が中断している南アルプスと大井川上流部の地下トンネルを通過する計画について静岡県の対応を調査してきました。



商店街を調査

休業店の塗り替え

地域公共交通対策特別委員会(県外調査)



奈良県産「西吉野柿」の前にて

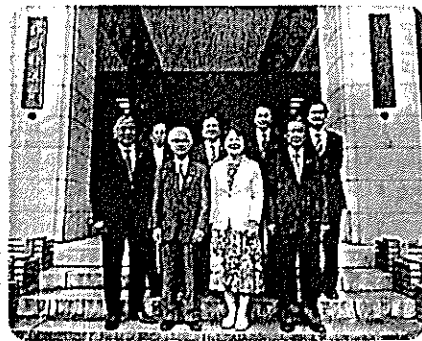
豊洲市場の

リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会の総会

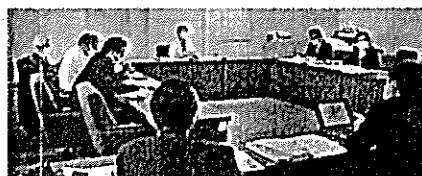
令和4年11月18日(金)

【場所】ホテル日航奈良

リニアの奈良県期成同盟会の総会が行われ、来年度から予定されている環境アセスの手続きに着手すること、車両基地は奈良県内へ設置すること等、3項が決議されました。



静岡県庁前において



リニア問題の説明を受ける



荒井知事あいさつ

# 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置が完了

令和2年度より整備を進めてまいりました「危機管理型水位計」「簡易型河川監視カメラ」の設置が完了し、令和4年3月25日より「奈良県河川情報システム」から閲覧できるようになります。これまで県では、従来の水位計を27河川57箇所、河川監視カメラを15河川16箇所に設置してきたところです。これに加え、住民の早期避難への活用や水位観測データの充実を図るため、危機管理型水位計を50河川68箇所、簡易型河川監視カメラを46河川69箇所の設置を行いました。大和郡山市では下記河川に設置されています。また近年の気候変動の影響もあり、雨の降り方が変わってきています。水害時に、いち早く安全な避難行動をとるために、「奈良県河川情報システム」をご活用いただくとともに、「アラームメールサービス」への登録もおねがいします。

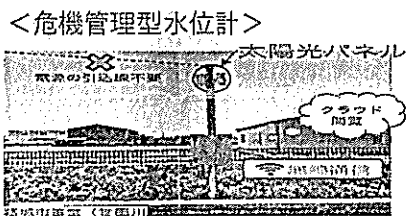
## 大和郡山市では6河川に設置されています

	設置場所	設置河川名	危機管理型水位計	簡易型河川監視カメラ
大和郡山市	小泉町	富雄川	○	○
	横田町	高瀬川	—	○
	横田町	正田川	○	○
	丹後庄町	壘川	○	○
	九条町	秋篠川	○	○
	宮堂町	中川	○	○

## 危機管理型水位計とは!

水位上昇時のみの水位観測に特化した低コストな水位計です。特徴は次のとおりです。

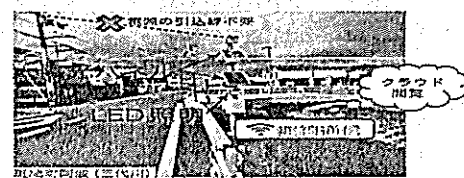
- (1) 水位上昇時のみ観測(一定水位から観測開始。開始後は、10分毎に観測)
- (2) 設置が容易  
(省スペース、電源が太陽光パネル、通信が無線通信)



## 簡易型河川監視カメラとは!

10分毎の定点観測を行う低コストな河川監視カメラです。特徴は次のとおりです。

- (1) 10分毎の定期的な観測
- (2) 設置場所を選ばない(電源が太陽光パネル、通信が無線通信)
- (3) LED照明により夜間でも鮮明な画像



## 奈良県河川情報システムのアラームメール

ご活用ください!

お住まいの地域で気象警報・注意報が発令された際や、強い雨の降っている箇所や水位が上昇した場合に、メール配信を行っております。早めの避難行動をとるためにも是非登録をお願いします。

### ●登録画面イメージ

#### ユーザ登録

#### 地域選択・市町村選択

#### 水位情報・雨量・気象警報

詳しくはQRコードを読み取るか、Webサイトをご覧ください。

奈良県河川情報システムHP <http://www.kasen.pref.nara.jp/gispub/>  
 アラームメール(スマホ用) [http://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub\\_sp/](http://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub_sp/)  
 アラームメール(携帯電話用) [http://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub\\_fp/](http://www.kasen.pref.nara.jp/amailpub_fp/)



令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 小泉 米造

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 大和郡山市九条町 238-4 電話 0743-52-5177 延べ床面積 223.57 m <sup>2</sup>
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 223.57 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 223.57 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = / → 按分率 /
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (按分率の考え方: 面積按分 )
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1/1 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ )
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。



# 建 物 賃 貸 借 契 約

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 小泉米造 を乙として、両当事者間において、つぎのとおり建物の賃貸借契約を締結した。

## (使用目的)

第1条 甲はその所有に係る次の建物を小泉米造事務所として使用する目的で乙に賃貸し、その使用をさせることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

大和郡山市九条町238-4

建物： 木造瓦葺2階建

床面積： 1階 137.76平米

2階 85.81平米

## (公租公課)

第2条 前条の建物の租税その他の公課は甲が負担する。

## (賃料)

第3条 前条の建物賃料は、1ヶ月金70,000円とし、毎月末日限り乙が甲の指定する金融機関に振込するものとする。

## (期間)

第4条 この賃貸借契約の存続期間は、2019年1月から2023年5月迄とする。ただし、期間満了のときは、甲乙協議の上更新することができる。

## (解除)

第5条 甲は、乙が3ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。又、乙に諸事情が生じた時には甲・乙協議の上解除することができる。

## (土地建物の保守)

第6条 第1条の建物の維持改良については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

## (損害の賠償)

第7条 乙がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定に関わらず、甲に対し、その受けた損害を賠償しなければならない。

## (契約の終了)

第8条 この契約終了の場合、乙は直ちに第1条の建物を甲に明け渡すものとする。前項の明け渡しが遅延した場合は、乙は賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2018年10月15日

甲 (貸主)

乙 (借主)

小泉米造

# 駐車場賃貸借契約書

貸主 木野邦之助 (以下甲という) と借主 米谷 水谷 (以下乙という) とは、甲が所有する駐車場 (以下駐車場という) の賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し次の場所の駐車場を貸与し、乙はこれを借り受け賃貸料を支払うものとする。

所在地 大和郡山南九条町2-3-9 番地  
駐車場番号 56-56-56-56-56

第2条 本契約の賃貸借期間は平成27年5月1日から平成27年(租税)の且まきの2か月間とする。但契約期間満了に際し、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、さらに契約期間は2か月を単位として継続する。

第3条 本契約は借用権契約とする。前条の駐車場の利用は、甲乙の共同利用とする。

第4条 賃貸料は、毎月あたり金2,500円 (消費税込み) とし、乙は、前月27日までに翌月分賃料を甲の下記銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

振込先 銀行名 三井住友銀行  
口座番号 12345678901234567890

借主 米谷 水谷 (以下乙という)



第5条 乙は甲に対し、保証金として本契約締結と同時に

金(式)円を差し入れるものとする。

② 保証金には、利息を付せず、甲は本契約終了後に乙が本件駐車を甲に明け渡し完了後、乙に返還するものとする。尚乙がこれを控除した後、乙に返還するものとする。尚乙の保証金返還請求権は、他に譲渡もしくは担保として差し入れられることは出来ないものとする。

第6条 乙は、駐車を契約車両の置き場としてのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

第7条 乙は甲が定める駐車使用規定を遵守しなければならない。

- 1、自動車に駐車をさせるときは、他の車両の邪魔にならないよう、整然と駐車をさせること。また駐車場内では低速で安全な運転を心がけ、他の自動車並びに駐車場設備等を破損したり傷つけたりなど一切ないまじりにしなければならない。
- 2、この契約に基づく権利を他に譲渡したり、名目の如何を問はず他に使用させてはならない。
- 3、駐車場内に物品を置くなど、他の目的に使用しないことは勿論、自動車本体のガソリンタンク内のガソリンを除き、自動車内に爆発物、引火物、その他の危険物並びに法令により所持を禁じられている物を保管してはならない。

第8条 甲は天災、火災その他いかなる車両の事故、盗難、紛失等についても一切その責は負わない。また、乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合においても甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第9条

乙或はその関係者が故意又は過失によって駐車場の付帯設備、又は他の駐車車両に損害を与えたときは乙はこれを認め、又は他の損害賠償しななければならない。

第10条 甲が、第2条の契約期間が過ぎ、本件土地を使用する必要が生じた場合には、乙は、甲の請求後、六ヶ月以内に本件駐車場を甲に対し、明け渡さなければならない。

② 前項の場合、乙は、甲に対し保証金の返還を除き、他に如何なる請求もしないものとする。

第11条 甲は乙が下記事項のうち各項目でも該当するときは甲は何等の通知権をなくして直ちに本契約を解除する事ができる。

- (1) 各ヶ月分以上の賃料の支払を遅滞したとき。
- (2) 乙が破産、和議、会社更生、任意整理等の申し立てをなし、あるいは申し立てを受け、もしくはこれらの手続きを開始したとき。
- (3) 何等の通知なく各ヶ月以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 本契約の条項のうち各項目でも違反したとき。

第12条 本契約期間中であつても法令の定める事由又は経済情勢の変動、公租、公課その他の負担の増加等賃料増額を必要とする情勢が生じた事により甲から賃料の改訂を申し出た場合は乙はこれに応ずるものとする。

第13条 乙は、本契約終了後直ちに本駐車契約車両を撤去し、現状に復

しななければならない。前項に違反した場合は、乙は甲に対し、本契約終了後明渡しまでの間、本契約賃貸料の参倍の金員を、損害金とし支払わなければならない。尚ほ乙が、本契約終了後も自動車を残置する時は、甲は乙の費用でこれを適宜処分することができる。

第14条 甲から乙への通知は、本契約締結により乙から甲に通知してある住所宛に発信すれば足りるものとする。

第15条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を、第一審の管轄裁判所とする。

第16条 その他協議すべき事項の生じた場合は、甲乙において誠意をもって話し合いのりて解決にあたるものとする。


第17条 【特約事項】  
甲乙が本契約を解約しようとする場合、解約月の賃料は日割り計算をしない。

本契約を証するため本書式通を作成し、各自署名捺印のうえ、甲乙各書通を保有する。

平成 27 年 4 月 27 日

甲 (貸し主)

住所 大和郡山市塩町七番地

氏名 木野邦之助 

電話 

乙 (借り主)

住所 

氏名 小泉 米造

電話 

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(令和4年度)

議員名:小泉 米造

日付	会計帳簿番号	葉書・レターパック			切手			購入金額	送付内容	送付先
		枚数	単価	購入金額	枚数	単価	購入金額			
6月15日	21				140	19	2660	県政資料送付	大和郡山市内	
令和4年度計							19	2,660		

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。  
 2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。  
 3 送付内容、送付先を必ず記載すること。

# 料金後納郵便差出票

日付印



〒 639-1001  
 奈良県大和郡山市九条町238-4  
 小泉米造事務所 小泉 米造  
 0743-52-5177

取扱日 R 4 年 12 月 27 日

ピズコード 2001044722-000001-0000000001-000001

郵便物の種類	特殊取扱	量目別	料金(個当)	通(個)数	合計金額	摘要
特約ゆうパケット		1cmまで	円			
		2cmまで	円			
		3cmまで	289円			
第一種 定形		25g以内	84円			
		50g以内	94円			
第一種 定形外規格内		50g以内	120円			
		100g以内	140円			
		150g以内	210円			
		250g以内	250円			
		500g以内	390円			
第一種 定形外規格外		1,000g以内	580円			
		50g以内	200円			
		100g以内	220円			
		150g以内	300円			
第一種 定形外規格外		250g以内	350円			
		500g以内	510円			
		1,000g以内	710円			
		2,000g以内	1,040円			
		4,000g以内	1,350円			
第一種 定形	速達	g以内	円			
	速達	g以内	円			
第一種 定形外	速達	g以内	円			
	速達	g以内	円			
第一種 定形	書留・簡易・特定	g以内	円			
	書留・簡易・特定	g以内	円			
	書留・簡易・特定	g以内	円			
第一種 定形外	書留・簡易・特定	g以内	円			
	書留・簡易・特定	g以内	円			
第二種 はがき			63円			
	往復		円			
ゆうメール		150g以内	180円			
		250g以内	215円			
		500g以内	310円			
		1,000g以内	360円			
区内特別(3)バーコード付		25g以内	62円	8740	541880	
		50g以内	68円			
		g以内	円			
		g以内	円			
国際郵便物	EMS	g以内	円			
	EMS	g以内	円			
	EMS	g以内	円			
	EMS	g以内	円			
合計				8740	541880	

## 後納郵便物等 取扱票(お客様用)

小泉米造事務所 小泉 米造 様  
 2001044722-000001-  
 0000000001-000001

[後納引受]  
 1 区内特別特3 定形BC  
 25g  
 062 8,740通  
 ¥541,880

合計 ¥541,880

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時: 2022年12月27日 15:02  
 発行No. 221227K0787 端211007801  
 連絡先: 大和郡山郵便局  
 TEL: 0570-943-659

取扱局 2001-450020  
 後納承認局 2001-450020  
 後納お取引番号 0001398183

この控は領収書ではありません。  
 各料金明細、合計は実際の請求と  
 異なることがあります。